

マイナンバー制度研修会

去る平成27年5月11日（於：TKP研修室センター）、マイナンバー制度研修会が開催され、講師に近畿兵庫会姫路支部会員 / 犬賀善治先生をお招きし、59会計81名のご参加をいただき、今後のマイナンバー制度への対応について、その取り組みについてご説明いただきました。また、伊藤センター長からは、TKCシステムでの対応についてご説明しました。

1. マイナンバー制度導入の経緯と税理士業務への影響 「給付付き税額控除」導入の可能性

マイナンバー制度は、社会保障と税を対象として利用されるものであり、この社会保障と税を組み合わせたものとして、導入される可能性があるのが、「給付付き税額控除」です。「給付付き税額控除」が導入されると、所得が0の人も含めて、社会保障の給付を受けようとする人は、ほぼすべて所得税申告を行うことが予想されます。そうすると、所得税申告を行う納税者が大幅に増加されることが予想されます。

「給付付き税額控除」導入の可能性

- ① 改正消費税法第7条、番号法附則第6条で、検討することが規定されている
- ② 消費税率増徴時の低所得者対策の選択肢の1つ（もう1つは消費税率の増徴税率）
- ③ 所得控除・税額控除で控除しきれなかった金額を給付する
- ④ 所得税の申告が、社会保障給付の仕度点となる（所得が0の人でも、給付を受けるために、所得税申告を行う）

「給付付き税額控除」が導入されれば、所得税の申告をする納税者が大幅に増加する可能性があります！

平成28年1月から、**社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。**

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で活用された行政手続にしか使えません。

社会保障	税	災害対策
年金・労働 医療・福祉	所得・消費 贈与・相続	被災者生活再建支援金の給付 被災者生活再建支援金の給付 被災者生活再建支援金の給付

2. マイナンバーはなぜ導入され、どのように利用されるのか 「個人番号関係事務」とは!?

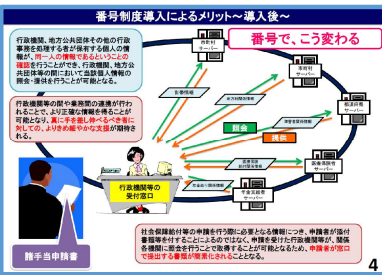
個人番号関係事務とは、個人番号利用事務を実施するために、納税者や企業等から行政機関等に対して、**マイナンバーを記載した書面を提出してもらうことをいいます。**



マイナンバー導入により実現すること

マイナンバー制度が導入されると、このスライドのように、住民から申請等を受け付けた行政機関が、他の行政機関が保有している各種の情報を照会できるようになります。そのため、住民としても、「住民票の写し」や「納税証明書」等の提出を省略できることが見込まれています。

実際に、平成27年度税制改正で、所得税確定申告で住宅ローン減税を適用する場合などで、従来は必要だった「住民票の写し」の添付義務が廃止されました。当改正は、平成29年1月以降の申告から適用されます。



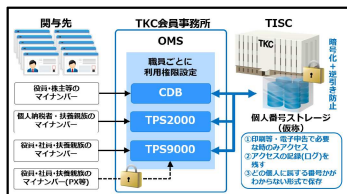
3. 会計事務所がすべきことは何か

1. 会計事務所での**特定個人情報の取扱範囲の明確化**
2. 特定個人情報の取扱いに関する**基本方針・取扱規程の策定**
3. **組織的安全管理措置**（組織体制の整備・取扱規程等に基づく運用）
4. **人的安全管理措置**（事務所職員への周知・教育）
5. **物理的安全管理措置**（特定個人情報等を取扱う区域の管理）
6. 関与先との**業務委託契約書の見直し**

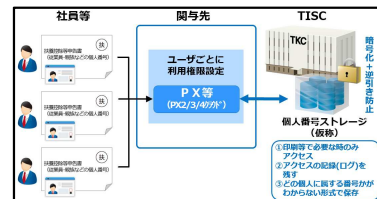
マイナンバー制度導入にあたり、会計事務所は、「事業者向けガイドライン」に基づき、会計事務所内の体制を整備するとともに、同じく個人番号関係事務を行う関与先に対して、マイナンバー制度の周知を図り、かつ適切な指導を行う必要があります。

4. TKCシステムの対応

1. 会計事務所向けシステム(OMS+TPSSシリーズ)の対応



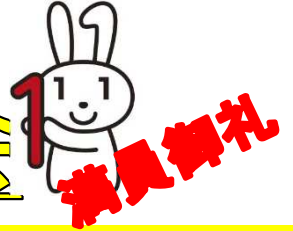
2. 関与先企業向けシステム(PX等)の対応



今後OMS環境では、マイナンバーについて、TISCの「個人番号ストレージ」に安全に保管されます。そのため、会計事務所内のパソコンやサーバーには、個人関与先や、従業員およびその家族のマイナンバーのデータは残らないということになります。

また、「個人番号ストレージ」に保存されるマイナンバーは、暗号化され、かつ、どの個人に属する番号であるかが分からない仕組みとなっており、二重・三重の対策がとられています。

PX等の場合、関与先企業の環境によっては、インターネットへ接続できない、またはインターネットに接続しないというパソコンでご利用のケースも考えられます。そのため、PX等の場合は、インターネットに接続し、マイナンバーをTISCに保管するかどうかは、選択制となります。マイナンバーをTISCへ保管しない場合は、パソコン内にマイナンバーを暗号化して保存することになります。



6月12(金)ザ ロイヤルクラシック姫路にて、会計事務所向けマイナンバー制度研修会が開催されました。システム委員会の犬賀善治先生に講師を務めていただき、会計事務所が直面する実務面での影響やマイナンバーをどのように取り扱うべきか管理面での課題と対策が明確になりました。TKC会員・職員様120名、未入会事務所4名が参加され大盛況の内に終了いたしました。

1. マイナンバー制度導入の経緯と税理士業務への影響

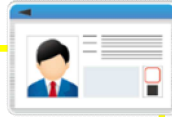
マイナンバーの利用は、現在のところ社会保障と税、災害対策の3つに限定をされています。そのうち一般の民間企業が関係するのは通常、**社会保障分野と税分野**に限定されます。会計事務所は取り扱う個人番号の規模に関わらず、**個人番号関係事務実施者**となります。個人番号関係事務実施者は、個人番号の利用・提供・収集・保管・安全管理措置等様々な責務・制限が課せられます。特に「**安全管理措置**」への対応は、**システムの導入・事務所内の教育・体制整備**が必要です。マイナンバー通知・利用開始に備えて早めの対策を講じましょう。



犬賀 善治先生

2. 会計事務所がすべきことは何か

1. 会計事務所での**特定個人情報**の取扱範囲の明確化
2. 特定個人情報の取扱いに関する**基本方針・取扱規程**の策定
3. **組織的**安全管理措置（組織体制の整備・取扱規程等に基づく運用）
4. **人的**安全管理措置（事務所職員への周知・教育）
5. **物理的**安全管理措置（特定個人情報等を取扱う区域の管理）
6. 関与先との業務委託契約書の見直し



「個人番号関係事務」とは!?

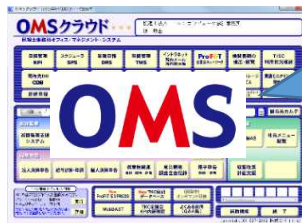
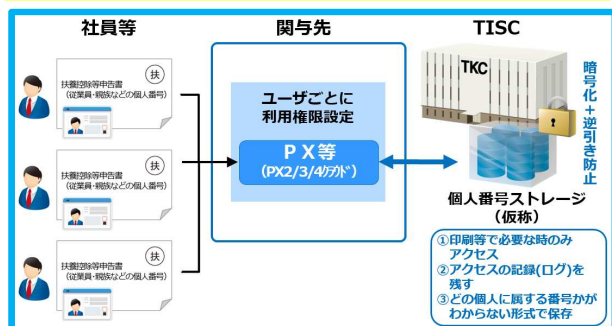
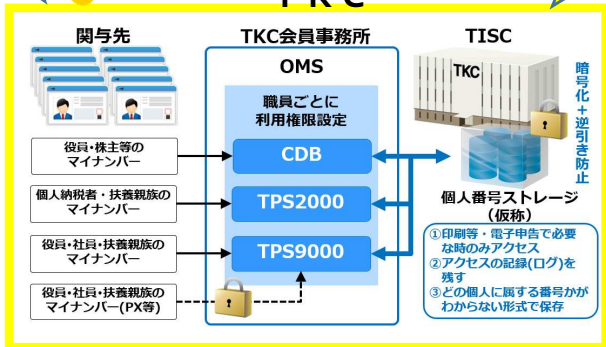
個人番号関係事務とは、個人番号利用事務を実施するために、納税者や企業等から行政機関等に対して、**マイナンバーを記載した書面**を提出してもらうことをいいます。

3. 関与先への情報提供について

マイナンバー制度の内容・どのような措置が必要なのかを関与先に理解して頂くことが重要です。関与先向けセミナーを実施し、全関与先へ案内を実施しましょう！

安心・安全な事務所環境を構築いたします！

TKC



会計事務所はOMSでより万全な所内体制を構築！



TKCのOMS(税理士オフィスマネジメントシステム)では個人番号をTISCに保管します。つまり、事務所にデータが存在しない状態を実現し、バックアップデータにも個人番号を含めません。よって、個人番号が散在しません！という環境をつくります。PCを持ち出し、盗難にあったとしても少なくともマイナンバーの漏洩事故にはなりません。一方、OMSがなければ、マイナンバーがPCやUSBメモリなどに散在してしまい、データ管理が困難となります！！



関与先企業はPXの推進をはじめ新規自計化推進を！



【今後の予定】7月-9月：関与先向け「マイナンバー制度」対応セミナー（事務所主催）開催を支援します！！